

# 一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

事業者名：

受験者名：

## 【注意事項】

1. 試験時間は、50分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。  
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。  
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室ください。

※携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

北海道運輸局

## 一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記載してください。

1. 道路運送法関係法令には、一般貸切旅客自動車運送事業者が毎事業年度の経過後100日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。

【     】

2. 一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。

【     】

3. 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

【     】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。

【     】

5. 旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して原則、対面による点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならないが、営業所において乗務を開始または終了する場合であって、早朝・深夜等営業所に運行管理者が不在となる場合については、電話による点呼でも差し支えない。

【     】

6. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、死者又は重傷者が生じた事故等、国土交通省令で定められている一定の事故を引き起こした場合については、24時間以内に事故の概要を運輸支局長に速報しなければならないが、速報を行った場合については、事故の日から30日以内に行う自動車事故報告書の提出を省略することができる。

【     】

7. 旅客自動車運送事業用自動車の運転者は二十一歳以上でなければならない。

【     】

8. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する運転者の連続運転時間は、5時間を超えないものとしなければならない。

【     】

9. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名または名称、当該自動車の運転者その他の乗務員の氏名及び自動車登録番号を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

【     】

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に毎事業年度に係る事業報告書を管轄地方運輸局長に提出しなければならない。

【     】

11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない場合はこの限りではない。

【     】

12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に車掌を乗務させる必要はない。

【     】

13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。

【     】

14. 一般旅客自動車運送事業者は、3両以上の事業用自動車の運行を管理する営業所毎に、運行管理者資格者証の交付を受けている者の中から運行管理者を選任しなければならない。

【     】

15. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

【     】

・以下の各設問の( )内に、正しいと思う語句を[ ]から選択し、記号を( )に記入してください。

16. 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第48条各号に掲げる( )及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。

[ ア. 業務の適確な実行 イ. 点呼の実施 ウ. 乗務員の研修 ]

17. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める( )に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。

[ ア. 自動車の運転 イ. 事業計画 ウ. 運行管理 ]

18. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、一定の事項を記録し、当該記録を運行を管理する営業所において( )間保存しなければならない。

[ ア. 1年 イ. 2年 ウ. 3年 ]

19. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を( )間保存しなければならない。

[ ア. 3ヶ月 イ. 6ヶ月 ウ. 1年 ]

20. 旅客自動車運送事業者は、( )以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。

[ ア. 二ヶ月 イ. 六ヶ月 ウ. 一年 ]

21. 「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者公表すべき運輸の安全に関する事項(国土交通省告示第1089号)」において( )については、公表すべき事項として定められていない。

[ ア. 事務員の数 イ. 輸送の安全に関する基本的な方針 ウ. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況 ]

22. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、貸切バスの利用者に対して、( )のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすることを目的としている。

[ ア. 適切な運賃收受 イ. 適切な運行管理 ウ. 安全運行の確保 ]

23. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、一定の様式の( )を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。

[ ア. 履歴書 イ. 乗務員台帳 ウ. 乗務員証 ]

24. 道路運送法は( )と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の( )の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、( )を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって( )を増進することを目的とする。

ア. 道路運送車両法 イ. 供給 ウ. 公共の福祉 エ. 道路交通法 オ. 需要  
カ. 事業者利益 キ. 旅客の利便 ク. 貨物利用運送事業法 ケ. 輸送の安全  
コ. 性別 サ. 貨物自動車運送事業法 シ. 年齢

25. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ( )で定めるところにより( )を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

ア. 予備検査証 イ. 道路運送法 ウ. 国土交通省令 エ. 運送約款 オ. 告示  
カ. 車検証 キ. 通達 ク. 料金表 ケ. 検査標章

26. 旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条の二に規定する事故の記録、旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第一項の規定による( )の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、( )第一項の規定による( )の求め又は同条第四項の規定による( )を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。

ア. 指導監督 イ. 報告 ウ. 道路運送車両法第六十三条 エ. 教育 オ. 乗務  
カ. 旅客自動車運送事業報告規則第二条 キ. 通達 ク. 立入検査 ケ. 告示  
コ. 適性診断 サ. 変更 シ. 聴聞 ス. 旅客自動車運送事業運輸規則  
セ. 道路運送法第九十四条 ソ. 巡回

27. 次の法令の空欄にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を入れて下さい。  
道路運送車両法は、道路運送車両に関し、( )についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び( )その他の環境の保全並びに整備についての( )を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全  
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故  
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止  
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

・以下の各設問の( )内に、正しいと思う語句を[ ]から選択し、記号を( )に記入してください。

28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び( )の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の( )に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。

29. 旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ( )に運輸を遂行するように努めなければならない。

30. 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の( )の確保のために遵守すべき事項及び( )についての規律を定めなければならない。

※問28～問30 共通選択肢

ア. 運行の安全    イ. 乗降装置    ウ. 天候    エ. 定期日    オ. 適切な時期  
カ. 地点    キ. 幅員    ク. 灯火装置の点灯    ケ. 交通    コ. 点検    サ. 状態  
シ. 異音    ス. 迅速    セ. 事故    ソ. 登録基準    タ. 丁寧    チ. 走行距離  
ツ. 乗務員のサービス    テ. 継続    ト. 技術の向上

## 一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について(回答)

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記載しなさい。

1. 道路運送法関係法令には、一般貸切旅客自動車運送事業者が毎事業年度の経過後100日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7)

【 ○ 】

2. 一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。(道路運送法第95条、道路運送法施行規則第65条)

【 × 】

3. 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第21条)

【 ○ 】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第50条)

【 ○ 】

5. 旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して原則、対面による点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならないが、営業所において乗務を開始または終了する場合であって、早朝・深夜等営業所に運行管理者が不在となる場合については、電話による点呼でも差し支えない。(旅客自動車運送事業運輸規則第24条、運輸規則の解釈及び運用)

【 × 】

6. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、死者又は重傷者が生じた事故等、国土交通省令で定められている一定の事故を引き起こした場合については、24時間以内に事故の概要を運輸支局長に速報しなければならないが、速報を行った場合については、事故の日から30日以内に行う自動車事故報告書の提出を省略することができる。(自動車事故報告規則第4条)

【 × 】

7. 旅客自動車運送事業用自動車の運転者は二十一歳以上でなければならない。(道路運送法第25条、旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令)

【 ○ 】

8. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する運転者の連続運転時間は、5時間を超えないものとしなければならない。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第5条第1項)

【 × 】

9. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名または名称、当該自動車の運転者その他の乗務員の氏名及び自動車登録番号を旅客に見やすいように掲示しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第42条)

【 ○ 】

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に毎事業年度に係る事業報告書を管轄地方運輸局長に提出しなければならない。(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

【 ○ 】

11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない場合はこの限りではない。(道路運送法第16条)

【 ○ 】

12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に車掌を乗務させる必要はない。(旅客自動車運送事業運輸規則第15条)

【 × 】

13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。(旅客自動車運送事業運輸規則第10条)

【 ○ 】

14. 一般旅客自動車運送事業者は、3両以上の事業用自動車の運行を管理する営業所毎に、運行管理者資格者証の交付を受けている者の中から運行管理者を選任しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9)

【 × 】

15. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。(道路運送法第2条)

【 ○ 】



・以下の各設問の( )内に、正しいと思う語句を[ ]から選択し、( )に記入してください。

16. 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第48条各号に掲げる( **ア: 業務の適確な実行** )及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)

[ ア. 業務の適確な実行    イ. 点呼の実施    ウ. 乗務員の研修 ]

17. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める( **ア: 自動車の運転** )に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第38条)

[ ア. 自動車の運転    イ. 事業計画    ウ. 運行管理 ]

18. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、一定の事項を記録し、当該記録を運行を管理する営業所において( **ウ: 3年** )間保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)

[ ア. 1年    イ. 2年    ウ. 3年 ]

19. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を( **ウ: 1年** )間保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第3条)

[ ア. 3ヶ月    イ. 6ヶ月    ウ. 1年 ]

20. 旅客自動車運送事業者は、( **ア: ニヶ月** )以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第36条)

[ ア. ニヶ月    イ. 六ヶ月    ウ. 一年 ]

21. 「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者公表すべき運輸の安全に関する事項(国土交通省告示第1089号)」において( **ア: 事務員の数** )については、公表すべき事項として定められていない。(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項)

[ ア. 事務員の数    イ. 輸送の安全に関する基本的な方針    ウ. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況 ]

22. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、貸切バスの利用者に対して、( **ウ: 安全運行の確保** )のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすることを目的としている。(輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン I-1-(2))

[ ア. 適切な運賃收受    イ. 適切な運行管理    ウ. 安全運行の確保 ]

23. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、一定の様式の( **イ: 乗務員台帳** )を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第37条1項)

[ ア. 履歴書    イ. 乗務員台帳    ウ. 乗務員証 ]

24. 道路運送法は( **サ: 貨物自動車運送事業法** )と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の( **オ: 需要** )の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、( **ケ: 輸送の安全** )を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって( **ウ: 公共の福祉** )を増進することを目的とする。(道路運送法第1条)

ア. 道路運送車両法 イ. 供給 ウ. 公共の福祉 エ. 道路交通法 オ. 需要  
カ. 事業者利益 キ. 旅客の利便 ク. 貨物利用運送事業法 ケ. 輸送の安全  
コ. 性別 サ. 貨物自動車運送事業法 シ. 年齢

25. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ( **ウ: 国土交通省令** )で定めるところにより( **ケ: 検査標章** )を表示しなければ、運行の用に供してはならない。(道路運送車両法第66条)

ア. 予備検査証 イ. 道路運送法 ウ. 国土交通省令 エ. 運送約款 オ. 告示  
カ. 車検証 キ. 通達 ク. 料金表 ケ. 検査標章

26. 旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条の二に規定する事故の記録、旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第一項の規定による( **ア: 指導監督** )の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、( **セ: 道路運送法第九十四条** )第一項の規定による( **イ: 報告** )の求め又は同条第四項の規定による( **ク: 立入検査** )を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第69条)

ア. 指導監督 イ. 報告 ウ. 道路運送車両法第六十三条 エ. 教育 オ. 乗務  
カ. 旅客自動車運送事業報告規則第二条 キ. 通達 ク. 立入検査 ケ. 告示  
コ. 適性診断 サ. 変更 シ. 聴聞 ス. 旅客自動車運送事業運輸規則  
セ. 道路運送法第九十四条 ソ. 巡回

27. 次の法令の空欄にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を入れて下さい。  
道路運送車両法は、道路運送車両に関し、( **ア: 所有権** )についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び( **チ: 公害の防止** )その他の環境の保全並びに整備についての( **カ: 技術の向上** )を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。(道路運送車両法第1条)

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全  
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故  
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止  
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び( **ケ: 交通** )の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の( **サ: 状態** )に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。(旅客自動車運送事業運輸規則第28条)
29. 旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ( **ス: 迅速** )に運輸を遂行するように努めなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第2条)
30. 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の( **ア: 運行の安全** )の確保のために遵守すべき事項及び( **ツ: 乗務員の服務** )についての規律を定めなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第41条)

ア. 運行の安全    イ. 乗降装置    ウ. 天候    エ. 定期日    オ. 適切な時期  
カ. 地点    キ. 幅員    ク. 灯火装置の点灯    ケ. 交通    コ. 点検    サ. 状態  
シ. 異音    ス. 迅速    セ. 事故    ソ. 登録基準    タ. 丁寧    チ. 走行距離  
ツ. 乗務員の服務    テ. 継続    ト. 技術の向上